

昭和二十五年農林省・運輸省令第六号

農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項の規定を実施するため、水産業協同組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令を次のように定める。

（倉荷証券発行の許可申請）

第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の十三第一項、水産業協同組合法第十二条第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第十五条第一項（同法第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により倉荷証券発行の許可を申請しようとする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合又は森林組合若しくは森林組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、次の事項を記載した倉荷証券発行の許可申請書正副各一通を農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

一 組合の名称及び住所

二 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ 事業所の名称及び所在地

ロ 倉庫の概要（第一号様式による。）

（一）名称及び所在地

（二）面積又は容積

（三）構造

（四）所有庫、借庫等の別

（五）冷凍施設を有する倉庫にあつては最低保持温度

（六）倉庫の証券発行、非発行の別

（七）保管すべき物品の種類

ハ 倉荷証券のひな型

二 次の事項を記載した倉庫保管約定書

イ 業務内容に関する事項

ロ 寄託の引受けに関する事項

ハ 受寄物の入庫、保管及び出庫に関する事項

ニ 受寄物の損害保険に関する事項

ホ 受寄物に対する責任及び免責に関する事項

ヘ 受寄物の損害賠償に関する事項

ト 料金の収受に関する事項

チ 倉荷証券に関する事項

リ その他倉庫保管約定の内容として必要な事項

三 その他の書類

イ 定款の写し及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、損益処分表及び事業報告書

ハ 代表役員の履歴書

ニ 一年間の保管事業の収支予算表

ホ 倉荷証券を発行しようとする倉庫の仕様書、構造図及び附属設備概要説明書

ヘ 倉荷証券を発行しようとする倉庫の配置及び面積を記入した図面並びに付近の見取図

ト 保管事業以外の事業の概要説明書

（事業計画等の変更届出）

第二条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、事業計画書又は倉庫保管約定書の記載事項の変更をしようとする場合は、次の事項を記載した事業計画等変更届出書正副各一通を、変更期日の十五日前までに主務大臣に提出するものとする。

一 組合の名称及び住所

二 変更事項

三 変更を必要とする理由

四 変更期日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 次のいずれかに該当する場合は、当該倉庫の仕様書、構造図、附属設備概要説明書、配置及び面積を記入した図面並びに付近の見取図

イ 新たに倉荷証券を発行する倉庫を新設し、買収し又は借庫しようとするとき。

ロ 現に倉荷証券を発行している倉庫を改造し又は大修繕しようとするとき。

ハ 倉荷証券非発行の倉庫を新たに倉荷証券を発行する倉庫にしようとするとき。

二 倉荷証券の様式を変更しようとする場合は、新旧倉荷証券のひな型

三 倉庫保管約定書を変更しようとする場合は、新旧倉庫保管約定書

（定期報告書の提出）

第三条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、次に掲げる書類正副各一通を遅滞なく主務大臣に提出するものとする。

一 倉荷証券を発行する倉庫の毎四半期（四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。次号において同じ。）の受寄物入庫高、出庫高及び期末保管残高報告書（第二号様式による。）

二 倉荷証券の毎四半期の発行高、回収高及び期末流通高報告書（第三号様式による。）

（臨時報告書の提出）

第四条 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その旨を記載した臨時報告書正副各一通を遅滞なく主務大臣に提出するものとする。

一 組合の名称又は住所を変更したとき。

二 定款中組合の地区、事業、組合員若しくは会員の資格又は出資に関する事項について変更をしたとき。

- 三 保管事業の全部又は一部を廃止したとき。
- 四 代表役員を変更したとき。
- 五 保管事業に関して重要な訴訟事件の発生その他重大な事実が発生したとき。

2 前項の報告書には、左に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 組合の名称又は住所を変更したときは登記事項証明書
- 二 定款を変更したときは行政庁の認可書写
- 三 代表役員を変更したときはその履歴書
(倉庫の施設及び設備の基準)

第五条 農業協同組合法第十一条の十三第四項、水産業協同組合法第十二条第四項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び森林組合法第十五条第五項（同法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第十二条の倉庫の施設及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応じ、適当な強度を有すること。
- 二 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応じ、耐火構造若しくは防火構造を有し、又は消火器具を整備する等有効な防火措置が講じてあること。
- 三 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応じ、へい、さく、照明装置又は非常ベルを整備する等有効な盗難防止措置が講じてあること。
- 四 倉庫の立地条件及び保管物品の性質に応じ、風水害、ぬれ損、そ害等に対して有効な防止措置が講じてあること。
- 五 冷凍施設を有する倉庫については、最低保持温度が維持できるように有効な措置が講じてあること。
- 六 水面を保管の用に供する倉庫については、周囲が築堤その他の工作物をもつて防護されており、かつ、高潮等による貨物の流失を防止するための有効な措置が講じてあること。

(倉荷証券発行の許可に基づく権利義務の承継)

第六条 農業協同組合法第六十八条、第七十条第一項若しくは第七十条の五第一項、水産業協同組合法第七十二条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は森林組合法第八十七条（同法第九十九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十八条の六第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の八第一項若しくは第八十八条の十六第一項の規定により倉荷証券発行の許可に基づく権利義務を承継した組合は、当該承継後遅滞なく次の事項を記載した倉荷証券発行の許可承継届出書正副各一通を主務大臣に提出するものとする。

- 一 承継組合及び被承継組合の名称及び住所
- 二 承継する保管事業の範囲
- 三 承継を必要とする理由
- 四 承継の時期

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併、包括承継（農業協同組合法第七十条第一項、水産業協同組合法第九十一条の二第一項又は森林組合法第八十八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。）、吸収分割（森林組合法第八十八条の二第一項又は第八十八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。）又は新設分割（農業協同組合法第七十条の三第一項又は森林組合法第八十八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。次号において同じ。）に関する行政庁の認可書の写し
- 二 第一条第二項第三号イ及びロに掲げる書類（合併又は新設分割によつて成立した組合にあつては第一条第二項第三号イに掲げる書類）
(身分を示す証票)

第七条 農業協同組合法第十一条の十三第四項、水産業協同組合法第十二条第四項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は森林組合法第十五条第五項（同法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第二項の証票は、第四号様式による。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年一月二日農林省・運輸省令第二号）抄

1 この省令は、倉庫業法施行の日（昭和三十一年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省・運輸省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年六月二七日農林水産省・運輸省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 水産業協同組合が提出する昭和五十五年六月以前の倉庫の受寄物の入庫高、出庫高及び保管残高並びに倉荷証券の発行高、回収高及び流通高に係る報告については、改正後の第三条第一号及び第二号の規定並びに第二号様式及び第三号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年三月二四日農林水産省・運輸省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日農林水産省・運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月三一日農林水産省・運輸省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年九月四日農林水産省・運輸省令第二号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年三月五日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、倉庫業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日農林水産省・国土交通省令第五号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年七月一五日農林水産省・国土交通省令第五号）

この省令は、森林組合法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十号）の施行の日（平成十七年七月十七日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日農林水産省・国土交通省令第二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年二月一九日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

計	○○倉庫 (内訳) ○○号室 ○○号室 ○○号室	○○倉庫 (内訳) ○○号室 ○○号室 ○○号室	倉庫の名称及び保管室内訳	面積又は容積	構造の概要	所有庫別 借庫等	倉荷証券発行の別	保管すべき物の種類	最低保持温度	備考
			面積又は容積	構造の概要	所有庫別 借庫等	倉荷証券発行の別	保管すべき物の種類	最低保持温度	備考	
				m ² (又はm ³)						

第一号様式（第一条関係）

倉庫の概要

事業所名
所在地

（注意）

- 一 事業所ごとに作成すること。
- 二 「保管室内訳」は、冷凍施設を有する倉庫に限り記載すること。
- 三 「面積又は容積」は、冷凍施設を有する倉庫にあつては立法メートルで、その他にあつては平方メートルで表示すること。
- 四 「構造の概要」は、次の例により各棟ごとに記載すること。
例 鉄筋コンクリート造地階共五階建、れんが造石綿スレートぶき平屋建、木骨モルタル塗かわらぶき平屋建
- 五 冷凍施設を有する倉庫にあつては最低保持温度を記入すること。

第二号様式（第三条関係）

第二号様式（第三条関係）

倉荷証券発行倉庫受寄物入庫高、出庫高、期末保管残高報告書

.....年第 四半期分

.....組合名及び住所

.....都道

.....府県

.....事業所名及び所在地

区分 数量金額 品目	前期末 保管残高		当期中 入庫高		当期中 出庫高		当期末 保管残高		備考
	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	
(合計)									

- (注意) 1. 事業所ごとに作成すること。
 2. 火災保険に付していない受寄物があるときはその数量及び金額を各欄に括弧を付して再掲すること。
 3. 受寄物が減失、き損等により当期末保管残高が前期末保管残高に当期中入出庫高を加減したものに一致しないものは、その理由を備考欄に記入すること。

第三号様式（第三条関係）

第三号様式（第三条関係）

倉荷証券発行高、回収高、期末流通高報告書

.....年第 四半期分

組合名及び住所

都道

.....府県

事業所名及び所在地

区分 品目	前期末 流通高			当期中 発行高			当期中 回収高			当期末 流通高			備考
	件数	数量 (トン)	金額 (千円)	件数	数量 (トン)	金額 (千円)	件数	数量 (トン)	金額 (千円)	件数	数量 (トン)	金額 (千円)	
(合計)													

- (注意) 1. 事業所ごとに作成すること。
2. 火災保険に付していない受寄物があるときは、その件数、数量及び金額を各欄に括弧を付して再掲すること。
3. 証券の分割、合併、再交付その他書換えをしたときは、証券の発行及び回収があつたものとみなして計上すること。

第四号様式（第七条関係）

第四号様式（第七条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">官職 氏名</p> <p>農業協同組合法第11条の13第4項、水産業協同組合法第12条第4項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条1項において準用する場合を含む。）又は森林組合法第15条第5項（同法第109条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p>農林水産大臣又は国土交通大臣 ㊦</p>	↑ 6.5 セ ン チ メ ー ト ル ↓
<p>（倉庫業法抜粋） （報告及び検査）</p> <p>第27条 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	↑ 6.5 セ ン チ メ ー ト ル ↓
←————— 9センチメートル —————→	

(裏)

<p>(農業協同組合法抜粋)</p> <p>第11条の13</p> <p>4 第1項の許可を受けた組合については、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第1項及び第2項、第12条、第22条並びに第27条の規定を準用する。（以下省略）</p> <p>第99条の7 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第10条第1項第3号若しくは第10号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。</p> <p>一 第11条の13第4項において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	4.3 センチメートル
<p>(水産業協同組合法抜粋)</p> <p>第12条</p> <p>4 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第2項、第12条、第22条及び第27条の規定は、第1項の場合について準用する。（以下省略）</p> <p>第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条第1項第2号若しくは第100条の2第1項第1号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。</p> <p>一 第12条第4項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	4.3 センチメートル
<p>(森林組合法抜粋)</p> <p>第15条</p> <p>5 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第2項、第12条、第13条第2項及び第3項、第22条、第26条並びに第27条の規定は、第1項の場合について準用する。（以下省略）</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第15条第5項（第109条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	4.3 センチメートル

9センチメートル